

スイスフラン、異例の「無制限為替介入」(グローバル)

1. スイスフランの特徴や動向は？

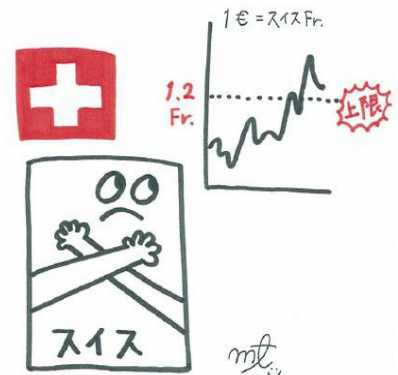
スイスフランはスイスの通貨です。スイスの持つ対外資産の大きさや、健全な財政状況、市場での高い流動性などから、比較的安全な通貨といった見方が一般的です。

このため、欧州の国々の財政懸念が悪化するなかで、「ユーロ売り・スイスフラン買い」の動きが活発化。「ドル売り・円買い」による円高の状況と同じく、スイスフランは過去最高値圏にまで上昇していました。

2. 最近の動向

スイスの中央銀行であるスイス国立銀行は6日、過去最高値を更新し続けていたスイスフランの上昇を抑えるために、異例の通貨政策を導入しました。

それは、1ユーロ=1.2スイスフランを上限と定めて、ユーロの動きに連動させるといった通貨政策です。この定めた上限以下に抑えるために、「スイスフラン売り・ユーロ買い」の為替介入を無制限に行うというものです。この発表を受け、スイスフランに対してユーロやドルが上昇。その結果、「ドル高・円安」となり、76円台後半で推移していたドル円は、6日の海外市場で、一時77円台後半まで円安となりました。



3. 今後の展開

為替水準は市場が決めるという基本姿勢を先進国間で共有するなか、今度のスイスのような「無制限介入」の決定は、極めて異例です。そこで注目されるのは、スイスと同じ状況にある日本の対応です。結論から言えば、同じことをするのは極めて難しいと思われます。ドルやユーロと並び、世界の三大通貨の一つである円の水準を人為的に決めることには、主要先進国が強く反発すると予想されるからです。

また、世界的に流通量の多い円を、人為的な介入で一定水準に維持することも容易ではありません。ちなみに、世界の為替取引において日本円が占めるシェアはスイスフランの約3倍です。これだけのシェアを持つ日本円に対して無制限に為替介入を行えば、非常に多額の介入資金が必要になります。

いずれにしても、実態経済を反映しない円高は、日本に巨額の損失をもたらすこととなります。日本政府・日銀は今度のスイスの動きをどのように受け止めているのか、この辺りも今後の動きを占う上で、非常に重要なポイントです。

弊社マーケットレポート

検索!!

2011年09月07日【キーワード No.658】円高と「国内産業の空洞化」(日本)

2011年09月06日【デイリー No.1,054】ユーロの最近の動向 ～欧州中銀(ECB)総裁の物価上昇リスクの見直しなどで下落～

☆本日の「マーケット・キーワード」のラジオ番組放送内容は、こちら!! ☆

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他一切の権利は、その発行者及び許諾者に帰属します。

【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象としているため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額は変動します。基準価額の変動要因としては、有価証券の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券の発行体の信用リスク等、及び外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスクがあります。したがって、お客さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じ、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

◆直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.675%(税込)

・・・換金(解約)手数料 上限1.05%(税込)

・・・信託財産留保額 上限0.5%

◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限1.995%(税込)

◆その他費用・・・監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等を信託財産からご負担いただきます。また、投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定しますので、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、上記同様の理由により具体的には記載できません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております(当資料発行日現在)。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会:(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者及び許諾者に帰属します。



三井住友アセットマネジメント株式会社